

議案第17号

西脇市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月26日

西脇市長 片山象三

(理由)

西脇市消防団第6分団の王子部と出会部の合併等に伴い、消防団員の定員を改定するため。

西脇市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例

西脇市消防団の設置等に関する条例（平成17年西脇市条例第 176号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定員) 第3条 消防団員（消防団長を含む。以下「団員」という。）の定員は、 <u>893人</u> とする。	(定員) 第3条 消防団員（消防団長を含む。以下「団員」という。）の定員は、 <u>921人</u> とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。